



<規約>

第1条(入会手続き)

- 1 「2025-2026 プリンスグランドリゾート軽井沢 会員制宿泊プラン」(以下「当クラブ」)に入会を希望する者は、本申込書にて入会申込を行い、当クラブがこれを承諾したときは、別紙仕様書「会費」欄記載の会費を当クラブ指定の支払方法により入金するものとし、会費全額を入金することにより当クラブの会員となる。
- 2 当クラブの会員は1口1企業・1代表者を登録できるものとする。
- 3 入会時に代表者を設定し、入会手続き及び、会費の支払いは代表者が行う。
- 4 会費は、初回利用日に支払い又は、初回利用日の14日前までに振込みにて支払う。

第2条(施設の利用)

- 1 会員は、自己の従業員に対して、別紙仕様書「施設名」欄記載の施設(以下「施設」)を、別紙仕様書に定める諸条件・内容に基づき利用させることができる。
- 2 施設を利用する際は、別紙仕様書に基づき、予約を行わなければならない。
- 3 予約する際は、企業名及び利用代表者名を申出るものとする。
- 4 利用当日は、チェックイン時に利用者が、当会員の従業員であることが確認できる、当クラブが別途指定する身分証を提示する。
- 5 施設の利用は、この規約、施設の宿泊約款、利用規則その他の規則(以下「規約等」)を遵守するものとし、会員は、利用者である従業員にこれらを遵守させるものとする。

第3条(パスカードの発行)

- 1 当クラブは、利用者に対し、チェックイン時に、宿泊利用者人数分のパスカードを発行する。
- 2 利用者は、チェックアウト時に、宿泊利用者人数分のパスカードをフロントに返却しなければならない。
- 3 利用者は、パスカードを紛失した場合及び第1項により発行した宿泊利用者人数分のパスカードの全部又は一部をチェックアウト時に返却できない場合は、速やかにフロントへ申し出るものとする。この場合、利用者または会員は、パスカード再発行手数料 1,500 円/枚を支払わなくてはならない。

第4条(会員資格の有効期間・施設の利用期限)

- 1 会員の会員資格の有効期間は別紙仕様書「利用期間」欄記載の期間とする。但し、別紙仕様書「利用期間」欄記載の始期より後に入会した会員の有効期間の始期は入会日とする。なお、会員資格に基づく施設の利用期限は、有効期間の最終日の翌日のチェックアウトまでとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、別紙仕様書「会費」欄記載の宿泊回数分の利用(別紙仕様書「その他」欄記載のキャンセルによる消費を含む)を行った場合、会員資格は消滅する。

第5条(退会)

- 1 原則として、会員は退会することができない。
- 2 前項の定めにかかわらず、やむをえない事由が生じたときは、会員と当クラブとで協議する。なお、協議により会員都合により退会した場合、別紙仕様書「利用期間」欄記載の期間を対象とする当クラブの再入会は不可とする。

第6条(登録事項の変更)

会員は、会員の商号、会員代表者名、住所、連絡先などの登録事項が変更になった場合は、速やかに当クラブに通知し、登録事項の変更を行わなければならない。

第7条(禁止事項)

会員は次の行為をしてはならない。万が一、会員及び利用者が次の行為をした場合には、当クラブは会員資格を取消することができる。

- ① 会員の権利の譲渡・貸借・担保供与
- ② 当クラブ、他の会員、他の利用者の名誉・信用を著しく傷つける行為
- ③ 施設を故意・重過失によって破損、汚損する行為
- ④ 営利目的での施設の利用行為又は会員の地位・権利等を利用した営利を目的とする行為
- ⑤ 第8条に定める反社会的勢力若しくはその関係者又はその影響下にある者に施設を利用させる行為
- ⑥ 当クラブに対し虚偽の内容の申告又は虚偽の内容の書類等を提出する行為
- ⑦ 法令及びこの規約等に反する行為

第8条(反社会的勢力の排除)

会員(法人等団体である場合は、代表者、責任者その他経営権を実質的に有する者に限らず、その構成員・構成団体を含む)が暴力団その他これに準ずる組織(以下「反社会的勢力」という)と一般的に認められること

が判明したとき、又は反社会的勢力と関係があること若しくはその影響下にあることが明らかになった場合、当クラブは直ちに会員資格を取消することができる。

#### 第9条(不可抗力)

天変地異、不可抗力その他当事者の責めに帰さない事由に基づいて、会員または当クラブのいずれかがこの規約の責務を履行できない状態となった場合、その当事者は当該不履行に基づく一切の責任が免除される。

#### 第10条(機密保持及び個人情報)

- 1 当クラブは、会員期間中はもとよりその期間終了後においても、会員より開示されたまたは当クラブ利用の遂行過程で取得した会員の固有の技術上、営業上その他業務上の情報を機密として扱うものとし、会員の事前の承諾なく、これらの情報を当クラブ運営の目的外に使用し、または第三者に開示しないものとする。但し、法令に基づき監督官庁より開示の請求があった場合はこの限りではない。
- 2 当クラブにおける会員及び利用者の個人情報の取扱については、「西武プリンスホテルズ&リゾーツ 個人情報保護方針」に従って取り扱う。

#### 第11条(準拠法・管轄裁判所)

この規約の準拠法は日本法とし、当クラブ及びこの規約に関する紛争は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

#### 第12条(規約の改正)

当クラブは、運営上必要があるとき、この規約の改正を行う場合がある。その場合に、当クラブは、会員に対し事前にその内容及び時期を通知するものとする。

以上

お申込日：                      年                      月                      日

代表者さま ご署名

\_\_\_\_\_